

○財務省告示第三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年一月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十七回）

二 発行の根拠 法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 第一項及び第四十七条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争

七										六																	
イ					ロ					イ					ロ												
特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	払込金額	行争入札発行	非価格競争	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	行争入札発行	非価格競争	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行										
千四百五十億五千八百三十三万円		六千五百十九億五千六百三十五				で千四百二十	た利付国債に	条第一項の規定に基づき発行した国債の総額	特別会計に	億六十万円	ては、発行した国債の総額	基づき発行した国債の総額	同法第四十七條第一項の規定	千四百三十三億四千五百	付国債につきは、額	一項の規定に基づき発行した	會計に規定する法律第四十六條第一項	十億六千四百九十萬圓、特別	ついで、	定に基づき発行した国債の	うち、財政法第四條第一項の規	額、金額で六千五百七十億圓	込みの応募額を割り当てて各申	募限度額の範囲内において各申	各国債市場特別参加者ごとの応	当てる。その応募額を順次割り	も。その応募額を順次割り

八 最 振替単位  
 九 最低額面金

十 一 発行価格  
 十 二 発行価格  
 十 三 発行価格  
 十 四 発行価格

十 二 発行価格  
 十 三 発行価格  
 十 四 発行価格

十 四 初期利子

五万円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものとす

平成三十年一月二十二日

額面金額の総額 ×  $\frac{0.8}{100} \times \frac{33}{365}$   
 額面金額の総額 ×  $\frac{0.8}{100} \times \frac{33}{365}$   
 額面金額の総額 ×  $\frac{0.8}{100} \times \frac{33}{365}$   
 額面金額の総額 ×  $\frac{0.8}{100} \times \frac{33}{365}$

年〇・八パーセント  
 募集入金の決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に追加を第二号に規定す  
 る。

平成三十年六月二十日  
 と、次算式による支払期  
 金の支払うに、ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払うこととする。

十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

第二期  
の  
利  
子  
以後  
償還  
期  
償還  
金  
額  
元  
利  
金  
支  
払  
場  
所  
入  
札  
参  
加  
者  
払  
込  
期  
日

次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。  
平成五十九年十二月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成三十年一月二十二日